



公益法人だより

H24. 8. 17

VOL. 8

鹿児島県 学事法制課

1 特例民法法人の移行等状況

- 公益法人制度改革関連3法の施行後、鹿児島県公益認定等審議会で答申した法人数は、下記のとおりとなっています。

●鹿児島県の状況

(H24. 8. 8現在)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)	一般法人から 公益法人へ
344	平成21年度 5法人	平成21年度 1法人	134法人	38.95 %	平成22年度 2法人 平成23年度 1法人
	平成22年度 26法人	平成22年度 1法人			
	平成23年度 70法人	平成23年度 28法人			
	平成24年度 2法人	平成24年度 1法人			

(※ 法人数 A は、平成21年12月1日現在の特例民法法人数 (国からの移管を含む。))

●全国の状況

(H24. 7. 31現在)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
23,856	5,263	3,583	8,846	37.08 %

(※ 法人数 A は、平成21年12月1日現在の特例民法法人数)

2 電子申請IDの取得

移行申請手続や移行後の各種書類の提出については、電子申請で行っていただくことを推奨しております。電子申請を行いますと、申請書類の審査もスピーディーに行えますので、早期のID取得をお願いします。

3 移行申請に向けた取組状況

(1) 移行申請相談会

28法人から相談申込みがあり、5月及び6月に移行申請相談会(財務関係)を開催しました。5人の公認会計士の方に対応していただきましたが、各法人においては、申請書を作成する上で疑問に思っていたことや解決すべき事項の整理が進み、収穫の多い相談会になりました。

(2) 移行予定法人のヒアリング

5月下旬から7月下旬にかけて、今後移行申請を予定している141法人に対して移行進捗状況等に係るヒアリングを実施しました。

141法人の移行方針等

公益法人へ	73法人
一般法人へ	62法人
未定	4法人
解散	2法人
計	141法人

141法人の申請年度

平成24年度中に申請予定	134法人
平成25年度中に申請予定	4法人
未定	3法人
計	141法人

(※ 平成25年度中には解散予定の2法人を含む。)

4 情報コーナー

公益法人制度改革に伴う新制度上の公益法人及び一般法人も増えてきましたので、今回は移行後の変更認定・認可、変更届出に関連する内容をまとめてみました。

移行認定又は公益認定の処分を受けた公益法人は、主たる事務所の所在地や、公益目的事業・収益事業等の内容、理事・監事の氏名など、申請時の事項を変更する場合は、行政庁に対し、変更の手続をしなければなりません（認定法11条等）。

また、移行認可の処分を受けた一般社団・財団法人は、公益目的支出計画や、法人の名称等、整備法で定める一定の事項を変更した場合は、行政庁に対し、変更の手続をしなければなりません（整備法第125条等）。

これらのことから、移行後に作成・提出が必要となる書類についての要点をまとめましたので、参考にしてください。

(1) 公益法人の「変更認定」

変更認定とは、変更前に、あらかじめ行政庁の認定を受ける手続のことで（認定法第11条）、以下の事項を変更する場合は該当します。

- ① 公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
- ② 主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）
- ③ 公益目的事業の種類の変更（公益目的事業の種類とは、認定法別表において該当する号のこと。）
- ④ 公益目的事業又は収益事業等の内容の変更（新規事業を立ち上げる場合及び事業の一部を廃止する場合を含む。）

★ 上記①から④までのうち、相談が多いのは④の事例です。事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性について判断が明らかに変わらないと認められる場合は、変更認定ではなく、変更届出の手続を行うこととなります。

事業の種類や法人の性格など、ケースバイケースになることが多いため、法人自らで判断せずに、事業内容等を変更する場合は、必ず事前に行政庁の所管課に相談をしてください。

② 公益法人の「変更届出」

変更届出とは、変更後に遅滞なく行政庁へ届け出る手続のことで（認定法第13条）、申請時と比較して以下の事項に変更があった場合が該当します。

- ① 法人の名称又は代表者の氏名の変更
- ② 公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
- ③ 主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更
（所管行政庁が内閣総理大臣である公益法人が、公益目的事業を行う都道府県の区域を定款で変更するが、変更後における公益目的事業の活動区域又は事務所の所在場所が2以上の都道府県の区域内となる場合）
- ④ 公益目的事業又は収益事業等の内容の変更
（変更認定の場合を除く変更を行った場合）
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 理事、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- ⑦ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- ⑧ 事業を行うに当たり必要な許認可等の変更

★ 変更認定及び変更届出についての詳細な手続などについては、内閣府から「変更認定申請・変更届出の手引き」が公益法人インフォメーションで提供されていますので、是非確認してください。

③ 一般社団・財団法人の「変更認可」

変更認可とは、変更前に、あらかじめ行政庁の認可を受ける手続のことで（整備法第125条第1項）、以下の事項を変更する場合が該当します。

- ① 実施事業等の内容の変更
（実施事業等とは、公益目的事業、継続事業及び特定寄附をいいますが、特に事例が多いのは継続事業の事業の内容の変更です。）
- ② 公益目的支出計画の完了年月日の変更
（各事業年度の公益目的支出の額や実施事業収入の額が変更になることにより、公益目的支出計画を延長せざるを得なくなったときは、完了予定年月日の変更を行う必要があり、当該変更について、変更の認可を受ける必要があります。）

★ 上記①の継続事業については、事業の内容の変更であっても、事業の目的・性格等の同一性が認められる場合は、変更の認可を受ける必要はありませんが、事業の種類・内容や法人の性格など、ケースバイケースになることが多いため、法人自らで判断せずに、事業内容等を変更する場合は、必ず事前に行政庁の所管課に相談をしてください。

④ 一般社団・財団法人の「変更届出」

変更届出とは、変更後に遅滞なく行政庁へ届け出る手続のことで（整備法第125条第3項等）、申請時と比較して以下の事項に変更があった場合が該当します。ただし、変更前に届出が必要となる場合があります。

◎ 変更前に、あらかじめ届出をすることが必要な場合

① 収支の見込みの変更

(移行後、多額の借入れ等や資産運用方針の大幅な変更などを行う場合は、あらかじめ、当該多額の借入れ等や資産運用方針の変更の内容について、届出が必要です。なお、当該変更により、公益目的支出計画が完了予定年月日までに完了しないこととなる場合は、変更の届出ではなく、変更認可の手続を行うこととなります。)

◎ 変更後に、遅滞なく届出をすることが必要な場合

① 法人の名称、住所又は代表者の氏名の変更

② 公益目的事業又は継続事業を行う場所の名称又は所在場所のみの変更

(事業内容の変更を伴う場合は、実施事業の内容の変更として変更認可の手続を行うこととなります。)

③ 特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更

④ 各事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額の変更

⑤ 合併の予定の変更又は当該合併がその効力を生ずる予定年月日の変更

⑥ 定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたとき又はこれを変更したとき

⑦ 定款で一般社団・財団法人の存続期間若しくは解散の事由を定めたとき又はこれらを変更したとき

⑧ 実施事業を行うに当たり必要な許認可等の変更

★ 変更認可及び変更届出についての詳細な手続などについては、内閣府から「変更認可申請・変更届出の手引き」が公益法人インフォメーションで提供されていますので、是非確認してください。

5 お知らせ

<登記日の調整について>

平成22年11月に発行した公益法人だよりVOL. 3でもお知らせしましたが、本県では、審査が終了し鹿児島県公益認定等審議会から答申が行われた際に、法人が希望する登記の日がある場合には、認定・認可の処分日を調整することで御希望に添えるよう対応しています。

調整の期間については特段の限度は設けていません。例えば、平成24年8月に申請を行い、同年10月に答申が出て、処分書の送付を希望する登記の日(平成25年4月1日)に合わせて調整しますので、申請書類が整い次第、早期の申請をお勧めします。

<申請書の提出期限について>

公益法人制度改革に伴う特例民法法人の移行期間もあと1年3箇月となり、今年度後半に向けて移行申請が集中することが予想されます。本県では電子申請後の申請書等(添付書類を含む。)の内容修正を極力少なくするために、所管課及び学事法制課におきまして、電子申請前に申請書等の事前審査を実施していますので、申請書等の準備が整った段階で所管課への提出をお願いします。

申請書等の事前審査が終了し、電子申請された申請書等は、正式な審査を経て、鹿児島県公益認定等審議会へ諮問され、概ね2回程度の審議を経て答申が出されます。

平成24年度中に移行申請を予定している法人については、140件を超えることが見込まれ、そのほとんどが平成25年4月1日の登記を希望していることから、円滑な移行申請手

続が進められるよう、ヒアリングを実施した法人にも事前審査に係る申請書等を9月下旬頃までに提出されるようお願いしたところですので、対応についてはよろしくお願いいたします。

なお、提出された申請書等の事前審査が整った法人から順次審議会で審議することとしていますので御了承ください。

<FAQの追加について>

公益法人インフォメーションで提供されているFAQ（よくある質問）に、遊休財産額（問Ⅴ-4-⑦～⑮）と法人会計の黒字（問Ⅴ-8-①, ②）に関する項目が追加されました。どちらも公益認定基準をクリアする上で大切な事項ですので、是非確認してください。

<立入検査について>

平成24年3月22日に開催された第41回鹿児島県公益認定等審議会において、鹿児島県公益法人等立入検査実施要領が定められました。移行後の公益法人については、原則として移行登記をした日の属する年度の翌年度までに最初の検査を実施することとされていますので、平成23年4月1日までに移行登記を完了した法人については、平成24年度中に行政庁による立入検査が実施されることとなります。

所管課からは、検査実施予定日の概ね1箇月前に検査を実施する旨の通知がなされますが、立入検査の際は、法人の理事1人及び職員1人が立ち会うこととなっていますので、対応についてはよろしくお願いいたします。

なお、実施要領等については、鹿児島県のホームページにも掲載されていますので、参考にしてください。

（鹿児島県HP→くらし・環境→公益法人→新公益法人制度の概要→実施要領及び様式等）